

学校保存版

令和 7 年度

山口県 P T A 連合会
安全互助会の手引き

連絡、照会、書類の提出先

〒753-0072

山口市大手町 2-18 山口県教育会館内

山口県 P T A 連合会

TEL 083-925-6778

FAX 083-925-3815

※加入手続き締切り 6 月 3 0 日

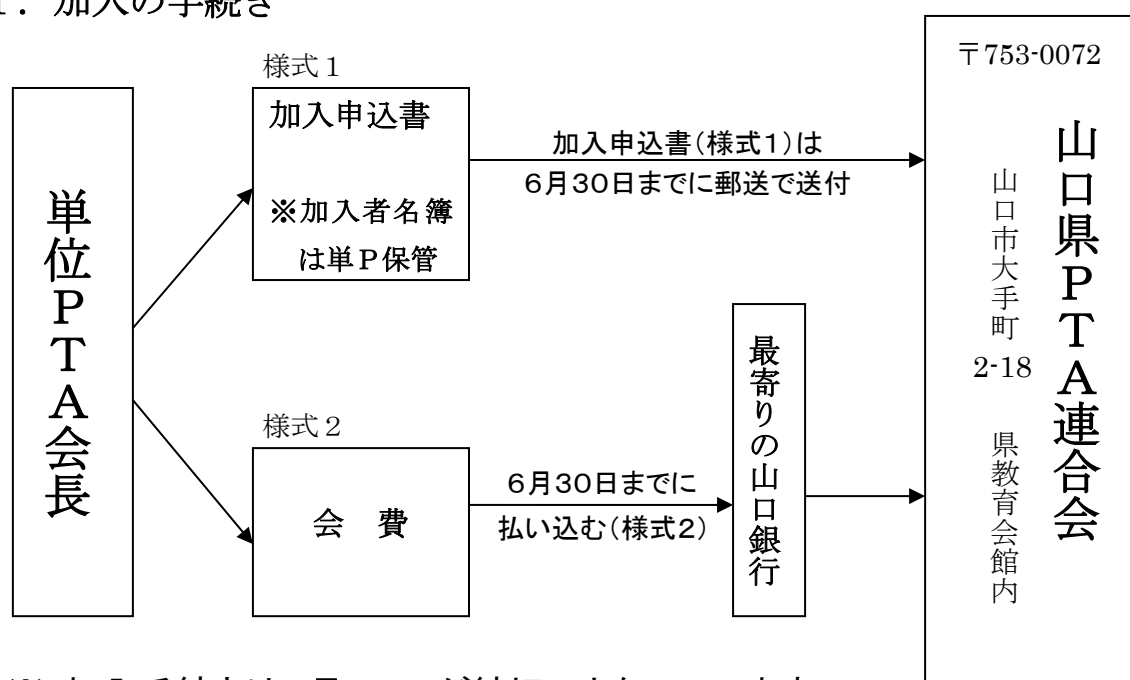
【山口県PTA連合会 安全互助会とは】

山口県PTA連合会では、PTA活動中のケガや賠償事故に対する補償対策として「安全互助会」を運営しております。

運動会や奉仕作業などのPTA行事に参加した保護者や児童生徒がケガをしたり、PTA活動中に発生した事故（奉仕作業中に自動車にキズをつけた、体育館のガラスを割った等）により、PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に補償の対象となります。

PTA行事に参加する保護者・教職員・児童生徒に加えて、PTA活動への参加が事前にPTAより認められている方（見守り隊の方など）、更にPTA会員の同居の親族（祖父母、兄弟姉妹など）も補償の対象となるなど幅広い補償範囲がPTA活動の安心と安全に寄与しているものとなっております。

1. 加入の手続き



※ 加入手続きは6月30日が締切日となっていますので、
ご留意の上遅れないようお願いいたします。

2. 会費

単位PTAあたり	1世帯	115円
教職員	1人	115円

※ 加入者名簿 送付不要（単Pで保管して下さい）

3. 補償期間

毎年4月1日から翌年4月1日までの1年間

4. 補償について

I 傷害補償（ケガの補償）

1) 給付金額と給付日数

	種 類	給 付 金 額	日 数 お よ び 要 件
傷 害 (熱中症・細菌性食中毒を含む)	通 院	1日 2,000円	事故の日からその日を含めて180日以内の90日が限度
	入 院	1日 3,000円	事故の日からその日を含めて180日以内が限度
	手 術	入院中 30,000円 入院中以外15,000円	事故によるケガの治療の為、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合にお支払いします。
	後 遺 障 害	80,000円～ 2,000,000円	事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害になられた時、障害の程度に応じて死亡保険金額の4%～100%
	死 亡	2,000,000円	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した時
	固定具使用	骨折等の為、所定の部位に固定具(ギブス等)を使用の場合、入・通院と重複しない日数を通院保険金と同額でお支払いします。(事故の日からその日を含めて90日が限度)	

2) 給付の対象となる人（被保険者）

- (イ) PTA 会員（保護者・教職員） 児童・生徒
- (ロ) PTA 会員の同居の親族（兄弟・祖父母など）
- (ハ) P T A行事への参加が事前に P T Aより認められている方
(例) 登下校時の「見守り隊」の方

3) 給付の流れについて

- (イ) 傷害保険金請求書・医療照会同意書を提出後、原則として2週間以内に請求者が指定する口座へ保険会社より直接振込まれます。

4) 給付できない例

- (イ) 故意または重大な過失
- (ロ) 自殺行為、犯罪行為、または闘争行為
- (ハ) 病気・心神喪失など、およびこれらを原因とするケガ
- (ニ) むちうち症、腰痛その他の症状で、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- (ホ) 地震、津波等によるケガ
- (ヘ) PTA 行事中（活動中）以外でのケガ
- (ト) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の対象となりうるべき児童・生徒の傷害

Ⅱ 賠償責任補償

1) 補償金額

賠償	身 体	1回の事故につき1名につき5,000万円 1事故3億円を限度としてお支払いします。 (自己負担額1,000円)
	財 物	1回の事故につき1,000万円を限度としてお支払いします。 (自己負担額1,000円)
	保管物	1回の事故につき10万円限度 保険期間中の限度額を500万円としてお支払いします。 (自己負担額5,000円)
	提供飲食物 危険補償	P T Aのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被った場合の 損害賠償を補償します。1回の事故1名につき5,000万円、保険期間を通 じて3億円を限度としてお支払いします。 (自己負担額1,000円)
	法律相談・ クレーム対応 費用補償	P T AおよびP T Aの役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相 談費用や委任費用を補償します。1回の事故につき100万円かつ保険期間を 通じて1億円を限度としてお支払いします。

2) 対象

(イ) P T A行事中に対人事故、対物事故が発生し、行事主催者の指導上、管理上責任を問われ法律上の損害賠償責任を負った場合（ただし行事に参加するための往復途中で発生した対人事故、対物事故については対象となりません）

※P T Aのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被った場合の損害賠償責任も補償します。

(ロ) P T A行事中、行事のために第三者から借用したスポーツ用具等を損壊（対物事故）させ、法律上の損害賠償を負った場合

3) 保険金の支払い

(イ) 損害賠償保険金については、被害者との合意成立後、保険会社へ保険金請求していただきます。書類提出後、原則として2週間以内に指定する金融機関へ保険会社より直接振込まれます。

4) 保険金の支払いができない例

(イ) 当該会員の故意によって生じた損害賠償責任

(ロ) 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害賠償責任

(ハ) P T A活動の終了後に行われたP T A活動以外の活動によって生じた損害賠償責任

(ニ) 自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任

〔保管物に係わる損害賠償責任のみ〕

(イ) 借用した保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を返還した後に発見された損壊に対する損害賠償責任

5) 法律相談・クレーム対応費用補償

P T AおよびP T A役員がトラブルに巻き込まれた際、弁護士への法律相談費用や委任費用を補償します。（1回の事故につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度）

※弁護士相談・弁護士紹介サービス：P T AおよびP T A役員が、A I G損害保険提携先弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介を受けられます。

5. 事故が発生した際の手続き

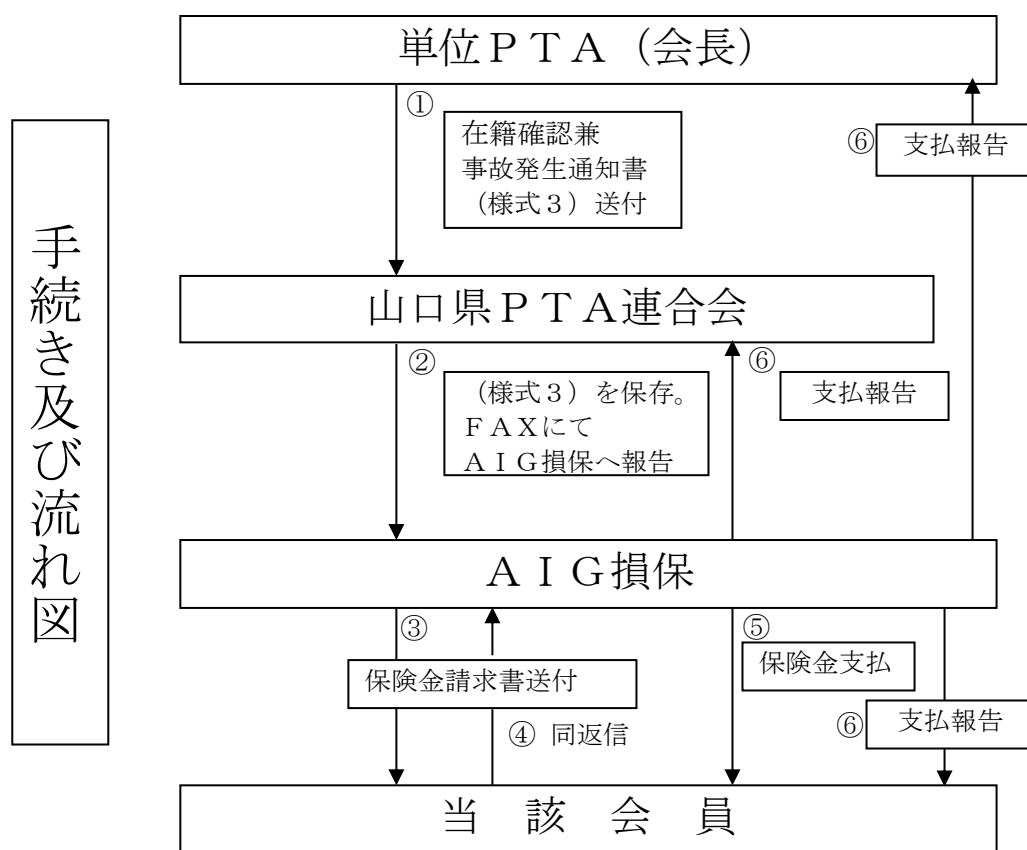
1. ① 単位PTA（会長）より山口県PTA連合会へ在籍確認兼事故発生通知書（様式3）を送付
↓
2. ② 山口県PTA連合会より引受保険会社（AIG損保）へFAXにより通知
・様式3をAIG損保へFAX（原本は本会にて保存）
↓
3. AIG損保における手順

傷害事故の場合

- ③ 被災者へ保険金請求書送付
↓
- ④ 同請求書返送受領
↓
- ⑤ 保険金支払い
↓
- ⑥ 支払い報告書送付
 - ① 被災者及び単位PTA
 - ② 山口県PTA連合会

賠償事故の場合

- ③ 単位PTA又は加害当該会員に保険金請求書送付
↓
- 被害者と調整・合意
↓
- ④ 同請求書返送受領
↓
- ⑤ 保険金支払い
支払い先の明細にもとづき送金
↓
- ⑥ 支払い報告書送付
 - ① 被害者
 - ② 単位PTA又は加害当該会員
 - ③ 山口県PTA連合会



※ 請求者について

- ・傷害事故の場合は、ケガをした本人（又は代理人）が保険金請求手続きをとり、保険金は本人への支払いとなります。
- ・賠償事故の場合は、単位PTA又は加害当該会員に保険金請求手続きを依頼し、当該会員が被害者と合意取付け後、AIG損保が査定し、単位PTAの指定口座へのお支払いとなります。

質問にお答えします。

問1 互助会とはどういうものですか。

山口県PTA連合会では、PTA行事活動中のケガや賠償事故の補償対策として、「安全互助会」を運営しております。

この補償対策として、保険制度を導入し、AIG損害保険を採用しています。

問2 補償の対象となる人は？

会員および児童・生徒に加えて、会員の同居の親族とPTAが参加を認め事前登録された方が補償の対象となります。例えば、PTA活動に会員が同伴した幼児や祖父母等また、児童の登下校時の「見守り隊」や、PTA行事でのボランティア指導員（PTAが認め事前登録された）の方も補償の対象となります。これにより、PTA活動に参加されるほとんどすべての方が補償の対象となりますので安全・安心です。

問3 「見守り隊」の方の事前登録はどのようにすればいいのですか。

単位PTAに「見守り隊」登録の方々の名簿を保管しておいて下さい。事故発生時はその名簿のコピーを提出していただければ結構です。

問4 先生は加入しなくてもいいのでしょうか。

PTAは保護者と教師の会ですから、当然会員は加入します。

又、PTA行事には教職員の方々が積極的に参加してもらえることと思いますので、全教職員の加入をお願いいたします。

問5 加入申込後の転入・転出の扱いはどのようにすればいいのでしょうか。

安全互助会は単位PTAの全世帯がまとまって加入するのを原則としています。この場合、事務の簡素化を図るため手続きは必要ありません。従って、会費の追徴徴収、払い戻しはいたしません。（転入された方が事故に遭われた場合は、当然補償いたします。）

問6 傷害（ケガ）事故の場合、PTA行事に参加するための往復途上の事故を含むとは、どの範囲までいいのでしょうか。

自宅と会場の通常経路で起こった事故が補償の対象となります。（合理的経路及び方法での往復途上に限る。）

問7 学校とPTA行事の関係について説明してください。

学校行事と、PTA行事は違います。補償の対象はPTA活動中ですから、学校行事における事故は対象になりません。

しかし、学校行事でも、子どもの健全育成のためにPTAも積極的に参加することを決めた運動会、学習発表会、授業参観、教育懇談会などに参加したときの事故は対象になります。

この場合も、なるべく共催にして学校長とPTA会長の連名で案内状を出すなどの方法をとっておきたいものです。また、入学式や卒業式のように共催にできない場合もありますが、これらにも、問8の他の機関からの出席要請として対処したらよいでしょう。

問8 PTA主催でない行事にも、PTAとして参加する場合は保険金の対象となりますか。

他の機関や、団体の行事に参加して給付の対象になる場合を考えてみましょう。

- (1) 市町村や教育委員会等からPTA会長、または、PTAから代表3名出席してほしいなどの要請を受ける場合がよくあります。これは、PTA行事でなくても「PTAを代表しての参加」になりますから該当します。
- (2) PTA会長という役職があるために、他の機関や団体の役職を受ける場合があります。この場合もPTAを代表して参加しているので該当します。
- (3) 体育協会や、自治会、青年団、女性団体などが企画したスポーツ大会やレクリエーション等に、PTA行事として参加した場合の事故も該当します。

例えば、お母さんでつくった 9 名のバレーチームの場合、それが P T A の意志で編成され、P T A 会長の承認があるものは該当しますが、同好の人が自由意志で編成したチームは、たとえ安全互助会員であっても該当しないのでご注意ください。（あくまでも P T A としての意志が前提です。）

問 9 はり、灸、マッサージ師の施術を受けた期間は保険金支払いの対象となりますか。

入院および通院保険金支払いの条件である「医師の治療」という医師とは、医療法にいう医師をさしますが、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合には、柔道整復師も特に医師と同様に取扱うこともあります。（ただし、日常生活に支障がある期間のみ支払う）はり、灸、マッサージ師等の施術を受けた場合は保険金支払いの対象とはなりません。

問 1 0 他の保険や保険金制度との関係について説明してください。（ケガの場合）

傷害事故の場合は、他の保険や見舞金制度に関係なく保険金を支払います。

なお、P T A 安全互助会制度は治療費を支払うのではありませんので、治療は社会保険等で受けてください。

問 1 1 傷害保険金について説明してください。

（1）死亡について

事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された時は、200 万円を支払います。

（2）後遺障害について

事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害（身体の一部を失い、又は、その機能に重大な障害を永久に残した状態をいう）が、生じた時に後遺障害の程度に応じて、死亡保険金額の 4 % ～ 1 0 0 % を支払います。

（3）傷害について

- ・入院 1 日当たり 3,000 円を支払います。
- ・通院 1 日当たり 2,000 円を支払います。

入院の場合は、事故の日からその日を含めて 180 日以内を限度とします。

通院の場合、事故の日からその日を含めて 180 日以内

の 90 日をもって限度とします。

更に P T A 行事活動中の熱中症（日射・熱射病）・細菌性食中毒も補償されます。

問 1 2 手術保険金について説明してください。

事故の日からその日を含めて 180 日以内に、そのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき。

入院中に受けた手術（入院日額）× 10 倍

入院を伴わない手術（入院日額）× 5 倍

をお支払いします。

（補償の対象とならない手術もあります）

問 1 3 賠償保険金はどんな時に支払われるのでしょうか。

偶然な事故又は過失によって第三者に対する法律上の賠償責任を負担した場合に支払われます。

具体的には、P T A 活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、

- ①他人にケガや食中毒を負わせてしまった場合
- ②他人の財物を壊してしまった場合
- ③ P T A が使用管理する第三者から借用した用具等を P T A 行事に参加中の補償対象となる方が損壊・紛失もしくは盗取された場合

P T A が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

（例）

- （1）P T A 主催の講演会で会場設備の設置不備により来場者にケガをさせた。
- （2）P T A 主催の環境整備の草刈り中に誤って草刈機で石を飛ばし学校の窓ガラスを破損してしまった。
- （3）P T A 主催のサッカー大会でシュートした球が外へ飛び出し、駐車中の車のボンネットをへこませてしまった。
- （4）P T A 主催で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ってしまった。
- （5）学校から借りていたテントの張り方が悪く、物があつたはずみで倒壊し、支柱が折れてしまった。

提 出 書 類

様式 1－3

※ 必要なときはコピーしてご使用ください。

(様式 1)

加 入 申 込 書

年 月 日

山口県PTA連合会長 様

PTA

会長印

PTA名

会長名

安全互助会に下記のとおり申し込みます。

※加入者およびPTA行事に参加を認めた方の名簿は単位PTAで保管してください。(個人情報については、安全互助会の名簿に利用する旨を確認いただき、名簿の管理にあたり、盗難、紛失等ないように管理をよろしくお願いいたします)

P T A 名			
所 在 地			
電 話 番 号			
会 長 名			
校 長 名			
世 帯 数	家庭数	教職員数	(C) A + B
	(A) 名	(B) 名	計 名
会 費	(C) A + B 1 1 5 円 × = 円		
取扱 担当者			

提出締切日

毎年 6月30日

提出(郵送)先

〒753-0072

山口市大手町2-18 山口県教育会館内

山口県PTA連合会

TEL 083-925-6778

(様式 3)

在籍確認 兼 事故発生通知書

年 月 日

山口県PTA連合会長 様

〒 ー

学校所在地

P T A 名

電 話 番 号

F A X 番 号

会 長 名

取扱担当者

PTA
会長印

以下のとおり相違ないことを証明します。

事故の種類	※どちらかに○をつけてください。										
	傷 害 (ケガの場合)					賠償責任					
該当者を○で囲んでください	保護者		教職員		児童生徒		事前に PTA より認められた方				
ケガをされた方の氏名 又は 賠償請求の場合は 当事者名	フリガナ					男女			年令		
	氏名										
	フリガナ										
	保護者名		※ケガをされた方が未成年の場合のみ記入								
	住所	〒 ー					電話番号	昼			
					夜						
事故の内容	行事名			発生日時	年 月 日 時 分 頃			場所			
		ケガの場合は状況・ケガの部位・経過など。 賠償事故の場合は相手方氏名など連絡先・状況・経過・見取図など									
病院名など	病院名					その他	連絡事項				
	住 所										
	T E L										

ご 注 意 事故発生後 30 日以内に提出してください。
 この書類は当該会員または学校で記入してください。
 用紙スペース不足の場合は別紙に追記し添付してください。

提 出 先 〒753-0072 山口市大手町 2-18 山口県教育会館内 山口県 P T A 連合会